

## 証券市場の健全性確保に向けた上場制度の整備等について

平成18年10月30日

証券会員制法人 福岡証券取引所

### I 趣旨

昨今、企業法制をはじめ企業行動の自由度が増していく中、証券市場の健全性確保は上場制度上の喫緊の課題となっています。こうした背景に基づき、本所は、上場会社による開示の充実を基本としつつ、証券市場の運営に悪影響のある企業行動については、自主規制機関としての立場で積極的に態度表明を行うことを通じて、株主・投資者が当該企業行動を公平に判断する材料を提供し、上場会社に証券市場を構成する一員としての自覚を促していくことを基本的な方針としています。

そこで本所では、今般、以上の考え方にに基づき、本所市場の信頼を確保し、市場間競争にも耐えうる、より使い勝手のよい市場を構築していく観点から、所要の制度整備を行います。主な改正の概要は、以下のとおりです。

まず、企業行動と市場規律の調和の観点から企業行動に係る尊重事項として株式分割等の実施に係る流通市場への影響に対する配慮を新たに追加するとともに、流動性の向上及び投資家の参入しやすいレベルとして本所が望ましいと考える投資単位の水準を示すこととします。市場の健全性確保の観点からは、上場会社の管理をより充実させるために改善報告書の点検制度を新設するなどの対応を図ります。

### II 概要

項 目	内 容	備 考
1. 企業行動に係る尊重事項の整備 (1) 株式分割等の実施に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>上場会社は、株式分割等を実施するにあたっては、流通市場へ混乱をもたらすことのないよう配慮するものとします。</li><li>本所は、上場会社が当該事項を尊重していないと認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとします。</li></ul>	※本制度整備に伴い、上場会社宛通知「大幅な株式分割の実施に際してのお願い」（平成17年3月7日福証第40号）は廃止することとします。
(2) 望ましい投資単	<ul style="list-style-type: none"><li>上場株券の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万</li></ul>	※今回新たに、望ましい投資単位の水準に下限を設定

項 目	内 容	備 考
位の水準の設定	円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとします。	しますが、望ましい投資単位の水準を提示するという従来の趣旨に何ら変わりはありません。
<p>2. 上場会社に対する 経営管理面の確認等</p> <p>(1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設</p> <p>(2) 注意勧告制度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、提出から6か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」（以下「改善状況報告書」という。）を提出するものとします。</li> <li>・ 会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、本所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書を提出することを求めることができるものとします。</li> <li>・ 上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとします。</li> <li>・ 改善措置の実施状況及び運用状況が不十分であると認められる場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、本所は改めて改善報告書の提出を求めることができるものとします。</li> <li>・ 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、本所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことが</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善状況報告書は、公衆の縦覧に供するものとします。</li> <li>・ 改善状況報告書に係る規定は、この改正の施行日以後に改善報告書を提出する上場有価証券の発行者から適用することとします。</li> <li>・ 注意勧告を行った場合には、その旨を公衆の縦覧に供するものとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>できるものとしします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「虚偽記載」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(7) aに規定する虚偽記載をいいます。</li> <li>※注意勧告制度の対象行為のうち、適時開示規則(第2章に限る。)に違反するものについては、会社情報の適時開示等に係る改善報告書(過去5年以内に3回提出で上場廃止となる。)及び改善状況報告書の徴求対象となります。</li> </ul>
<p>3. 上場会社における情報開示の充実</p> <p>(1) 投資単位の引下げ方針等の開示</p> <p>(2) 親会社等に関する事項についての開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、当該発行者の今後の投資単位の引下げに関する方針等について開示するものとしします。</li> <li>・親会社等を有する上場会社は、親会社等に関する事項について開示するものとしします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※決算短信に関する研究会における検討結果を踏まえた対応であり、決算短信と分離して開示するものです。</li> <li>・現行の決算短信における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」に準じた内容としします。</li> <li>・「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいいます。</li> <li>・現行の決算短信における「親会社等に関する事項」に準じた内容としします。</li> <li>・(1)及び(2)の事項については平成19年3月以降に終了する事業年度から適用するとともに、当該対応に合わせて、決算短信における当該開示事項に関しては、開示を要しないものとしします。</li> <li>・開示内容に変更が生じた場合には、当該内容が軽微</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
(3) 業績予想の修正に係る開示事項の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加するものとします。</li> </ul>	<p>な場合を除き、その都度、修正するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該修正に係る開示については、経常利益及び当期純利益と同等の軽微基準を設けることとします。</li> <li>・平成19年3月以降に終了する事業年度に係る予想の開示から適用することとします。</li> </ul>

### Ⅲ 実施時期

- ・平成18年12月中を目途に実施します。

以上